

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課

西岡病院 <http://www.nishioka-hosp.jp>

ご自宅での生活支援のために「家屋訪問」を行っています。

- 「病院入院中で、退院後、身体機能が低下して、手すりをつけたいけど、どこにつければいいのか…」
- 「家の前に階段があり、のぼれるか、心配…」
- 「介護ベッドを設置したいけど、どこに設置したらよいだろうか…」



このようなご相談のために、当院退院前に、医療ソーシャルワーカー、リハビリテーションスタッフ、看護師、ケアマネジャー等でご自宅に訪問をさせていただいています（家屋訪問）。

実際にご自宅の環境を見させていただき、手すり、スロープ、ベッド等の設置場所についてのご相談や家屋環境を確認したうえでのリハビリテーションの提案などを行っています。

実際の家屋訪問の様子



ご自宅の階段や段差の高さなどを測り、ご本人の身体機能にあった家屋環境の提案を行います。カタログなどもお渡しいたします。

介護保険制度では、「福祉用具貸与」として歩行器、手すりなどのレンタルが受けられ、「住宅改修費の支給」として、手すりの取り付けなど小規模な住宅改修について利用限度額 20 万円（原則 1 割は自己負担）が受けられます。

ご自宅での生活や退院でご心配なことがありましたら、お気軽に医療ソーシャルワーカーにお声かけください。

入院した時の食事代について～北海道後期高齢者医療広域連合から

入院された際は「医療費の自己負担」「食事代」「日用品費（タオル、病衣など）」をお支払いすることになります。「食事代」は療養病床以外に入院された方は次の標準負担額を負担します。

区分			食事療養標準負担額
現役並み所得者・一般			1食につき460円
現役並み所得者・一般（指定難病の方 ※1）			1食につき260円
住民税非課税世帯	区分 II	90日までの入院	1食につき210円
		過去12か月で90日を超える入院（※2）	1食につき160円
	区分 I		1食につき100円

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限

令和 2 年 7 月 31 日

交付年月日

令和 元年 8 月 1 日

被保険者番号

01234567

被 保 険 者

住所

広城市連合町1丁目

氏 名

後期 太郎

男

生年月日

昭和 7 年 7 月 7 日

発 効 期 日

令和 元年 8 月 1 日

適 用 区 分

区分 II

長期入院
該当年月日

保 険 者 印

保険者番号
並びに保険
者の名称及
び印

39011000

北海道後期高齢者医療広域連合 印

- ※1 都道府県発行の指定難病の医療受給者をお持ちの方
- ※2 過去12か月で区分IIの標準負担額減額認定証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を越えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。

- 市民税非課税の方は、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」（左）が必要となります。
- 療養病床に入院された方は、食費と居住費に関する負担として次の表の標準負担額を負担します。
- 詳しくは当院医療ソーシャルワーカー、各区役所にお問い合わせください。
- 豊平区役所 年金保険課 電話 011-822-2400（代表）

●●医療ソーシャルワーカーのご案内●●

当院では、医療相談を担当する医療ソーシャルワーカーを配置しています。
ご相談希望の方は平日9-17時、土曜9-12時の間で受け付けます。当院受付または医療ソーシャルワーカーにお問い合わせください。

- ◇ 医療費や生活費の心配
- ◇ 退院後の不安
- ◇ 療養生活についての不安や心配
- ◇ ご家族がお困りのこと
- ◇ 社会福祉制度や施設のこと
- ◇ その他、誰に相談してよいか分からないこと

西 岡 病 院 電話011-853-8322